

検証 どうなった

ゆくえ あの一般質問の行方は

町独自の農地集約 促進条例の制定を

農地の団地化による
経費節減や収益率を
上げるために、農地収益
促進の条例制定が必要
と考えるが、
平成 15 年
9 月定例会質問
西高 悟議員

農業委員会と ともに検討

農地集約による
効率的な営農と法人
化への誘導、農地
集積の助成なども
含め農業委員会と
共に検討し、予算化
できるように前向
きに検討する。

こうなりました

平成 16 年度から大
崎町認定農業者等農
地集積支援事業とし
て、認定農業者・農業
後継者で要件を満た
す者に対して奨励金
を交付しています。

平成 16 年度は、12
月末現在で 7 件が要
件に該当し、合計で
90 万円程度の奨励金
が交付されています。

●過去の定例会での一般質問の中から、その後、どのように町政に反映されたかを掲載しています。連載記事として、一部をピックアップして検証します。

* * 知って得するコーナー * *

○大崎町認定農業者農地集積支援事業とは

認定農業者等の支援及び農業後継者の確保をはかるために、農地の集積・集団化を目指す人に対して奨励金を交付する事業です。

○対象者は

- 1) 認定農業者等が賃借により 1ha 以上の連担地を形成する 5 年以上の利用権の設定を受けた貸し手、借り手
- 2) 売買により 1ha 以上の連担地を形成する買い手
- 3) 新規参入者及び施設園芸農家が連担して 30ha 以上の施設の建設及び増設のため 5 年以上の利用権の設定を受けた貸し手、借り手及び買い手

○奨励金の交付額

- 1) 所有権移転の奨励金額 1,000 m²当たり 20,000 円
- 2) 利用権設定の奨励金額 1,000 m²当たり 10,000 円

※その他詳しいことについては、農業委員または、農業委員会事務局にお問い合わせください。(TEL 76-1111 内線 180・181)